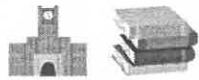


お金の心配なく大学や専門学校で学びたい生徒のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度

2020年4月から新制度がスタートしています!

経済的理由で進学をあきらめないよう
学びたい気持ちを
応援します!



対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額

+

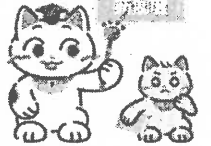
給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間

2022年4月以降(学校ごとに異なります)
※2021年度は終了していますが、進学後に大学等にて申し込む
ことができます。

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。「高等教育の修学支援」公式キャラクター【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)



くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援
特設HP LINE公式アカウント



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については,
各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましよう。

② 高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和4年度予算額(案) 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※
 給付型奨学金 2,525億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(405億円)は含まない。

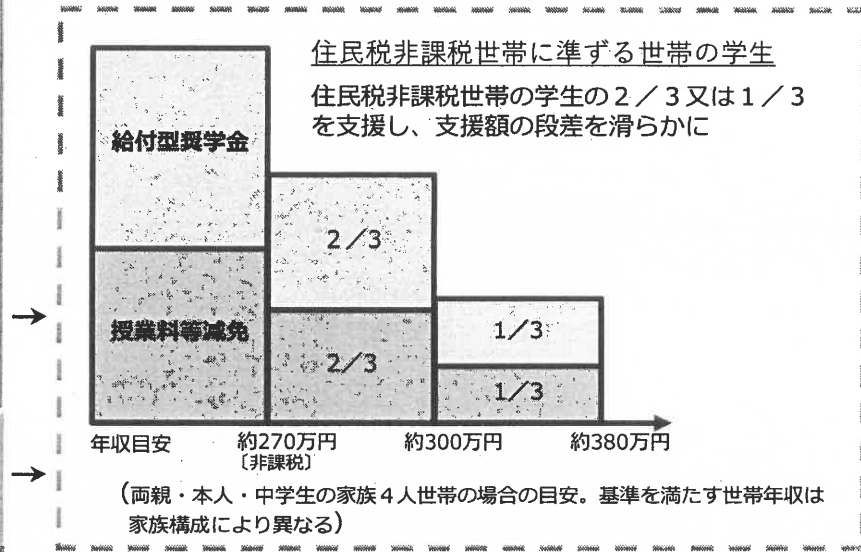
国・地方の所要額(案) 5,601億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

高等教育の修学支援新制度 スケジュール

		令和3年			令和4年								令和5年							
		9月～3月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月					
令和4年度分採用手続	予約採用	令和4年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象			10月下旬～			4/1～5月下旬												
		候補者決定通知			進学届			採用決定												
令和4年度分採用手続	在学採用	令和4年度時点で大学等に既に在学している学生対象			9/1～11/30			4/1～6月下旬			～7月下旬			9月上旬～						
		申請受付(後期)			推薦期限			採用決定(後期)			申請受付(前期)			推薦期限			採用決定(前期)		申請受付(後期)	
令和5年度分採用手続	予約採用	学生→大学等→機構			令和5年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象			4月下旬～7月下旬			8月上旬			10月下旬～						
		生徒→高校等→機構			申請受付			推薦期限			申請内容の確認・審査			候補者決定通知						
											申請受付			推薦期限			申請内容の確認・審査		候補者決定通知	

(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したものの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
 (注2) 令和4年度の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。
 (注3) 機構は日本学生支援機構を指す

4

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、

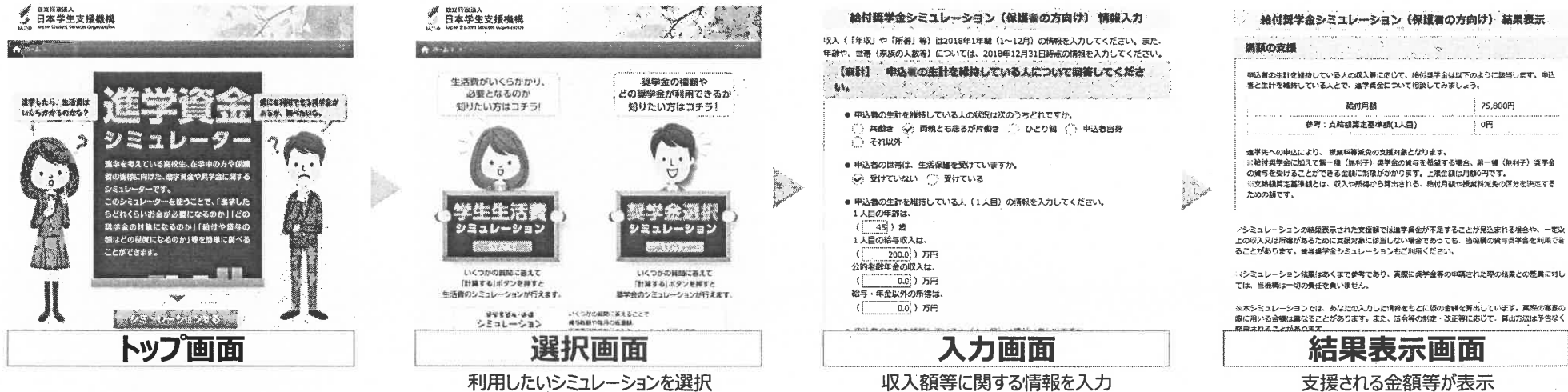
①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

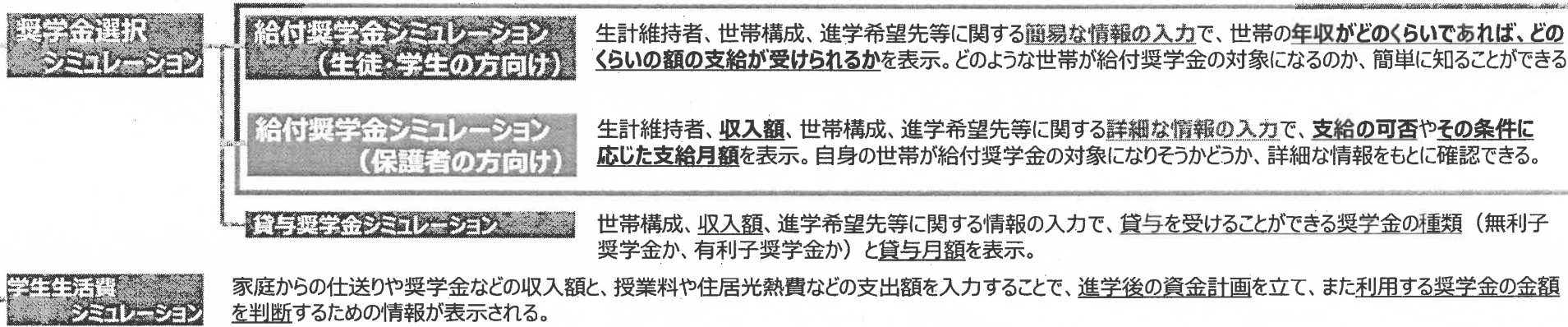


QRコード

資金シミュレーターのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」）



進学資金シミュレーター



【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金（無利子・有利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金） ～生活保護世帯・社会的養護を必要とする者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考)年額	月額	(参考)年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

(2) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

(社会的養護を必要とする者とは)

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- ・ 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- ・ 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

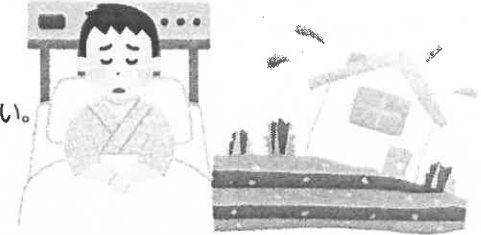
趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、
失職（※）、災害等やむを得ない事由

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、
今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額+税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で 家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 令和4年度予算額（案） 5,196億円

授業料等減免 2,671億円 ※公立大学等及び私立
給付型奨学金 2,525億円 専門学校に係る地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

⑥-2

家計が急変した学生等への支援について (貸与型奨学金)

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)

緊急採用 (無利子) 奨学金		応急採用 (有利子) 奨学金	
対象学校種	大学・短大、大学院 (修士課程・博士課程)、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院 (修士課程・博士課程)、 高等専門学校 (4・5年生)、専修学校専門課程の学生・生徒	
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者	
家計基準	家計急変 (失職、災害等) 後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収 (700~1,290万円※) 以下 ※子ども1人~3人世帯の場合	家計急変 (失職、災害等) 後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収 (870~1,670万円※) 以下 ※子ども1人~3人世帯の場合	
採用時期	随時	随時	
貸与月額	通常の第一種奨学金 (無利子) と同額	通常の第二種奨学金 (有利子) と同額	

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択 (下表の通り上限額あり)

第一種奨学金 (無利子)

	大 学				短期大学・高等専門学校 (4・5年生)・専修学校 (専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額			50,000円				50,000円	
	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金 (有利子)

2万円~12万円 (1万円単位)

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
 ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

(参考) 【第二種奨学金 貸与利率 (令和3年3月現在)】

- ・ 利率見直し方式: 0.004%
- ・ 利率固定方式: 0.268%

※ 家計収入 (年額) が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

大学等の受験時に生徒又は保護者が利用可能な支援制度

(令和3年11月現在)

国の教育ローン (日本政策金融公庫)

貸付 限度額	350万円以内 (学生一人あたり)
対 象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応 (例: 子供2人の場合世帯年収が890万円以内)
利 息	年1.66% (固定金利) ※2021年5月時点
備 考	日本学生支援機構の奨学金との併用可。受験費用は合格前から借入れ可能。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

令和3年度「国の教育ローン」の取扱内容の変更のお知らせ

「受験費用^{【大学などの受験料、受験のための交通費・宿泊費】}」が合格前でもご利用いただけるようになりました。



【内容】

「受験費用(大学などの受験料、受験のための交通費・宿泊費)」は、これまで大学などの「合格後」にご融資しておりましたが、「合格前」でもご利用いただけるようになりました。なお、入学する学校の入学金や授業料は、変更前と同様に「合格後」のご融資となります。

受験費用のお借入れ時期	変更後	変更前
合格前(※1)	○	×
合格後(※2)	○	○

(※1) 在学中の学校の「学生証(写)」などのご提出が必要となります。
(※2) 入学する学校の「合格通知書(写)」などのご提出が必要となります。

【ご利用の条件】

合格前にご利用いただく場合は、次の①及び②の両方に該当することが条件となります。

- ① 今回のお申込みにかかるお子さまが「国の教育ローン」の融資対象となる学校(※)に在籍していること。
- ② 「国の教育ローン」の融資対象となる学校(※)で受けた教育の学習の成果を試すための受験(高校生が大学や専門学校などを受験する場合など)であること。

(※)「国の教育ローン」の融資対象となる学校は高校、高専、短大、大学等です。詳しくは「国の教育ローン」ホームページをご覧ください。

【お取扱い開始日】

令和3年11月1日(月)

※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。制度の詳細は教育ローンコールセンターまでお問合せください。

問い合わせ先

教育ローンコールセンター

0570-008656

【受付時間】 月～金 9:00～21:02 / 土曜日 9:00～17:00

ホームページからもお申込みいただけます。

国の教育ローン



二次元コードからもお申込みいただけます。

日本政策金融公庫

大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和3年11月現在)

国の教育ローン (日本政策金融公庫)

貸付限度額	350万円以内 (学生一人あたり)
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応 (例: 子供2人の場合世帯年収が890万円以内)
利息	年1.65% (固定金利) ※2021年11月時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験費用は合格前から借入れ可能。 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】 (都道府県社会福祉協議会)

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯: 必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯 (市町村民税非課税程度)
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間: 卒業後6か月以内 償還期限: 据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

労働金庫 (ろうきん) の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金 (入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外) に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額 (10万円~50万円の間に選択した金額) が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.66%程度 (固定金利) ※2021年9月1日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。